

新型コロナウイルス感染症に係る学校の方針と対策

※県内、市内及び地域の感染状況により随時変更する場合があります。

【日常の学校生活について】

1 保健管理に関すること

- 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策は引き続き行う。
- 登下校時を含め、学校ではマスクの着用を求めないことを基本とする。ただし、様々な事情を抱えた生徒や教職員もいることから、マスクの着脱は個人の判断に委ねる。その際、マスク着用の有無による差別・偏見等がないよう指導する。
- 校外学習等において医療機関や高齢者施設を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面では、着用を推奨する。
- 生徒の感染が判明した場合は、出席停止の措置を講じる。また、新型コロナウイルスに感染している疑いがある場合や、感染する恐れがある場合にも、校長の判断により出席停止の措置を講じる。
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨する。
- 気候上可能な限り、常時換気を行う。密閉空間をつくらない。
 - ・教室の対角線上の2方向の窓やドアを同時に開けて換気を行う。
 - ・エアコン使用時においても、換気を行う。
 - ・空気洗浄機は、生徒が教室にいる時は、常時稼働させる。

2 生徒の出席停止に関すること

- 新型コロナウイルスに感染した場合の出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とする。（※発症日は0日）
- 感染への不安（地域で感染経路が不明な患者が急激に増えている、同居家族に高齢者や基礎疾患があるなど）から欠席を申し出た場合、合理的な理由があると校長が判断する場合は、出席停止とする。
- ワクチン接種に関する出欠については、ワクチン接種による欠席は「出席停止」、ワクチン副反応による欠席は「病欠」とする。
- かぜ症状（発熱や咳など）で欠席した場合は「病欠」扱い。

3 濃厚接触者について

- 令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなため、
 - ・同居の家族等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
 - ・学校等で新型コロナウイルス感染症の罹患者と接触があった場合も、生徒自身に新型コロナウイルス感染症の疑いがある症状がなければ、登校可能。

4 給食時間

- 食事の前（当番は活動前）の手洗いや配膳・食事時の換気など、基本的な感染症対策を徹底する。
- 当番は、エプロン、三角巾、マスクの着用を徹底し、配膳を行う。配膳中は、会話を控える。

○黙食は行わないが、大声での会話は控える。

5 学校行事

○行事や集会等を屋内で行う場合は、気候上可能な限り、窓や扉を大きく開放し、換気に配慮して行う。また、生徒間の十分な距離が確保できるようにする。

○感染状況に応じて、放送等により行う。

6 部活動

(1) 生徒の健康チェック

○顧問は生徒の健康状態を把握し体調管理を行うとともに、生徒に風邪の症状や体調不良がある場合は、部活動を中止させ、速やかに家庭連絡して医療機関の受診を勧める。

(2) 活動にあたっての注意事項

○基本的な感染症対策（手洗い・咳エチケット等）を徹底する。

○屋内の部活動は、換気を行いながら活動する。

7 心のケア

○新型コロナウイルス感染症対応で、心理的なストレスを抱えている生徒がいる可能性も考えられるため、職員全員で生徒の様子を注視して情報共有を行い、声かけ等適切な支援をする。

8 新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見をなくす

○担任や養護教諭等を中心にきめ細かな健康観察や健康相談、アンケート調査などを実施し、生徒の状況を的確に把握するとともに、場合によってはスクールカウンセラー等による支援を行う。

○感染した生徒が通学を再開する時期などに、差別やいじめ等が起きることがないように努める。

○生徒がワクチン接種を受ける、受けないことによって、差別やいじめ等が起きることがないように指導する。

【感染が確認された場合の対応について】

1 生徒・保護者の対応について

○生徒の感染が確認された場合は、学校に連絡してください。なお、土日等はメールにて (hizen1105@gmail.com) 連絡をお願いします。メールで連絡の場合は、生徒の名前、連絡者のお名前、体調不良等の内容、連絡先電話番号等をご記入ください。WEB メールですのでタイムラグがありますが、折り返し連絡を入れます。

2 学校の対応について（生徒の感染が急増した場合）

○市または関係機関と相談の上、必要がある場合には、学級閉鎖や学年閉鎖、臨時休業など、状況に応じた対応をする。

○「はなまる連絡帳」でのお知らせは、学級単位や学年単位、部活動単位、全校など、集団全体で対応する必要が生じた場合のみ行う。

（プライバシー保護の観点から、家庭内感染など一部の生徒に関係する場合は行わない。）

○学校の再開については、市または関係機関と相談の上、決定する。